

条件付き一般競争入札を行いますので、小松市財務規則（昭和58年小松市規則第12号）第102条の規定により公告します。なお、本入札は開札後に落札候補者に対して資格要件の適否審査を行い落札者を決定する事後審査型条件付き一般競争入札です。

令和8年9月29日

小松市長 宮橋 勝栄

1. 入札対象工事（電子入札対象工事）

(No.000342)

工 事 名	小松市庁舎 除湿・温度保持設備取替復旧工事
工 事 場 所	小松市小馬出町地内
工 期	令和9年12月28日
工 事 概 要	空調・換気設備更新 ・全館空調（吸収式→吸収式） ・個別空調（EHP→EHP） ※主工事：各機械室機器＋VAV更新
予 定 価 格	<u>724,370,000円（税抜）</u>

この工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して決定する総合評価方式（基準B 施工実績型）の対象工事である。

2. 入札参加資格

参加することができる者は、2建設業者で構成する共同企業体で、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

（1）共同企業体の各構成員の共通要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② **管工事**について令和8年度における小松市の競争入札参加有資格者であること。
- ③ 小松市暴力団排除条例施行に伴う誓約書及び役員等名簿を小松市管財課へ提出している者であること。
- ④ **管工事**について、本年度の条件付き一般競争入札（予定価格税込1,000万円以上の入札に限る。）により当市（公社等を含む。）と契約した工事の手持ち工事（落札候補者の連絡を受けた日から完成届未提出のもの。）の件数（以下「手持ち工事件数」とする）が、手持ち工事件数の制限（14項（1））に満たない者であること。
- ⑤ 本公告日から同工事の開札の日までの間、小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
（ア）資本関係（子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

以下同じ。)又は子会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

- a 子会社等と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

- a 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- a 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合
- b その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、小松市が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。)でないこと。

⑧ 反社会的勢力との関係

(ア) 役員等(役員又は契約を締結する事務所の代表者)が、反社会的勢力(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団員)、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団)、暴力団員と密接な関係を有する者又はその他これらに準ずる者をいう。)であると認められる者でないこと。

(イ) 反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる者でないこと。

(エ) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。

(オ) 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が石川県内にある者又は請負契約を締結できる営業所の所在地が小松市内にある者であること。なお、営業所については小松市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されている契約締結できる営業所であること。
- ② 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査における**管工事**に係る総合評点に、令和8年度の小松市競争入札参加資格における主観点数を加算した総合点数が、**950点以上**であること。ただし、**主たる営業所の所在地が小松市内の者は総合点数が890点以上**であること。
- ③ 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査において、**管工事**の年間平均完成工事高が**11億9,500万円以上**であること。

(3) 共同企業体の構成員の要件

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が小松市内にある者であること。

- ② 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査における**管工事**に係る総合評点に、令和8年度の小松市競争入札参加資格における主観点数を加算した総合点数が、**770点以上**であること。

3. 共同企業体の結成に関する留意事項

- (1) 代表者の出資比率は構成員のうち最大であること。
- (2) 構成員の出資比率は30%以上とする。
- (3) 同一の者が2以上の共同企業体の代表者又は構成員となることができない。

4. 入札及び契約の条件

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約後VE方式 適用
- (3) 調査基準価格 有（低入札価格調査制度適用）
- (4) 契約書の要否 要（落札を通知した日から5日以内（土・日・祝日を除く。）に契約を締結する。）
- (5) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上の金銭的保証）
- (6) 前払金
 - 令和8年度 有
 - 令和9年度 無
- (7) 中間前金払
 - 令和8年度 無
 - 令和9年度 有
- (8) 部分払
 - 令和8年度 無
 - 令和9年度 無
- (9) 支払限度額
 - 令和8年度 318,700,000 円
 - 令和9年度 残額
- (10) 本工事は議会の議決を要するので仮契約とし、承認議決があった時に本契約を締結する。

※契約を締結した会計年度において、支払限度額の範囲内で、翌年度分の前払い金を含め支払う。支払限度額は予定であり、変更の可能性がある。

5. 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ① 総合評価の方法は、競争参加者の技術力として基礎点の100点に価格以外の評価点（入札参加者から提出された技術提案等の内容や工事成績等から算定した評価点）の合計（以下「加算点」という。）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。（詳細は技術資料作成要領参照）

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点 (100 点)} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

- ② 加算点は以下に示す項目について評価を行う。（評価基準は技術資料作成要領参照）

- (ア) 企業の施工能力に関する事項
- (イ) 配置予定技術者の能力に関する事項
- (ウ) 企業の地域貢献度に関する事項

(2) 落札候補者の決定方法

- ① 入札参加者は、次の要件に該当する者のうち(1)「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (イ) 入札者が提出した技術資料が、入札公告等で明示する技術資料の要求要件のうち、必須とされた項目の最低要求要件をすべて満たしていること。
 - (ウ) 小松市低入札価格調査制度実施要領の定めにおいて失格とならない者であること。
 - (エ) 評価値が基礎点(100点)を予定価格で除した数値を下回っていないこと。
- ② ①において、評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 低入札価格調査

- ① 落札候補者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、当該契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、調査を行った上で、落札者を決定するものとする。
- ② 低入札価格調査を受けた者との契約については、次の条件を付するものとする。
 - (ア) 契約保証金及び発注者により契約が解除された場合の違約金は請負代金額の10分の3以上とすること。
 - (イ) 本公告において求めている配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること。

6. 入札参加申込手続等

(1) 入札参加申請書及び技術資料(様式1)の提出方法

- ① この工事の入札に参加を希望する者は、「特定建設工事共同企業体入札参加申請書」「技術資料(様式1)」を添付の上、本市の電子入札システムにおいて受付期間内に参加申し込みをすること(押印不要)。
※入札参加申請書及び技術資料の提出ファイルすべてを同じフォルダに入れ、圧縮(ZIP等)してから添付ファイルとして提出すること。なお、添付ファイルは3MBの制限があるので注意すること。
添付するフォルダの名称は特定建設工事共同企業体名(括弧書き)及び工事名とし、各ファイルの名称には特定建設工事共同企業体名(括弧書き)及び工事名を入れること。

【例：ファイル名の場合】(〇〇特定建設工事共同企業体)□□□工事 入札参加申請書

- ② 技術資料を電子入札システムにおいて提出できない場合は郵送または持参により受付期間内に管財課へ提出すること。ただし、技術資料のうち様式1は必ずファイル提出すること。技術資料が提出されないものの入札は無効とする。
- ③ 受付期間内に下記の書類を管財課へ直接持参または郵送すること。
 - (ア) 特定建設工事共同企業体入札参加申請書(押印不要)
 - (イ) 特定建設工事共同企業体協定書(甲)(袋綴じ、任意様式)
 - (ウ) 委任状(電子入札J V用)

受付期間：令和8年9月30日(水)〔午前9時〕～ 令和8年10月14日(水)〔正午〕

(2) 技術資料作成要領及び設計図書等の交付

交付期間：令和8年9月29日(火)～ 令和8年10月22日(木)

交付方法：入札情報サービス(小松市ホームページ内よりログイン)により交付する。

7. 設計図書の質問及び回答

設計図書に関して質問がある場合は、次に従い指定様式により管財課（入札契約担当）へ電子メールにて提出すること。

質 問：令和8年10月14日（水）正午まで

回 答：小松市ホームページにおいて公開

8. 技術資料の質問

技術資料に関して質問がある場合は、管財課（工事検査担当）まで連絡のうえ文書（FAXまたは電子メール）にて提出すること。

TEL：0761-24-8027

FAX：0761-24-8170

メールアドレス：kozikensa@city.komatsu.lg.jp

9. 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、**工事費内訳書**及び**別記内訳書**を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意であるが、明細書までの内訳金額の明らかなもので、入札書に記載されている入札金額に対応したものであること。
- (3) 別記内訳書の様式は任意であるが、公開した別記内訳書と同様の内容を含むものであること。
- (4) **工事費内訳書に別記内訳書の内容を加えた任意の様式を使用することができる。**
- (5) 「一括値引き」等根拠のない内訳の項目は記載しないこと。

内訳書のファイルの名称には**特定建設工事共同企業体名（括弧書き）及び工事名**を入れること。

【例：ファイル名の場合】（〇〇特定建設工事共同企業体）□□□工事 別記内訳書

内訳書が複数ファイルとなる場合は、提出ファイル全てを同じフォルダに入れ、圧縮（zip）してから添付すること。添付するフォルダの名称は、**特定建設工事共同企業体名（括弧書き）及び工事名**とすること。

10. 入札執行場所及び日時等

小松市役所行政管理部管財課内

入札開始日時：令和8年10月21日（水）【午前9時】

入札締切日時：令和8年10月22日（木）【午後1時】

開 札 日 時：令和8年10月23日（金）【午前9時15分】

11. 入札参加資格審査

開札時点では、落札を保留して、5項（2）により、落札候補者となった者に対して入札参加資格の審査を行う。

このため、入札参加申請者は下記の書類について**本工事の開札日時までに用意**をすること。また、落札候補者とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して翌日（土、日等休日を除く）正午まで（時間厳守）に下記の書類を管財課（入札契約担当）へ電子メールにて提出すること。**メールの件名は、【入札参加資格審査】特定建設工事共同企業体名（括弧書き）及び工事名**とすること。

メールアドレス：kanzaika@city.komatsu.lg.jp

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書（押印不要）

(2) 配置予定技術者調書

(免許、資格等及び恒常的な雇用の確認できる書類の写しを添付すること。監理技術者の場合は、監理技術者資格者証(表裏)の写しを添付すること。(監理技術者資格者証の裏面で監理技術者講習修了が確認できない場合は監理技術者講習修了証の写しも添付すること。)落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合で、落札決定時と同等の要件を満たす技術者を配置する以外は、配置予定技術者の変更及び申請の差し替えは認められない。)

(3) 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査結果通知書(写し)(代表者・構成員各1部)

(有効期間が満了している場合は直近の通知書(写し)も提出すること。)

(4) 同種・類似工事の施工実績調書

(2項の入札参加資格で要件を規定している場合のみ)

(5) 総合評価に関する資料 表紙及び技術資料(様式2～4)

1.2. 技術資料(様式2～4)の審査(落札候補者のみ)

(1) 1.1項により入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札候補者から提出された技術資料(様式2～4)の審査を行う。

(2) 技術資料の審査の結果、評価値に相違があり、評価値を減点修正し落札候補者が入れ替わる場合は、先に連絡した落札候補者の通知は取り消し、次順位者について1.1項以降の手続きを行う。

1.3. 落札者の決定

1.2項(1)の審査の結果、落札候補者の資格を有していると認めた場合には、学識経験者の意見聴取後、落札者として決定しその旨を通知する。

1.4. 手持ち工事件数の制限

(1) 管工事について、手持ち工事件数の制限数を、市内業者は4件(共同企業体受注工事を含む場合は5件)、準市内業者は2件(共同企業体受注工事を含む場合は3件)、市外業者は2件(共同企業体受注工事を含む場合は2件)とする。

市内業者 : 法第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が小松市内にある者。

準市内業者 : 法第3条第1項の許可に係る営業所の所在地が小松市内にある者。

市外業者 : 法第3条第1項の許可に係る営業所の所在地が小松市外にある者。

(2) 入札締切時において、(1)の手持ち工事件数の制限数に達した者は、未開札の全ての条件付き一般競争入札(共同企業体発注分を含む。)の参加資格を失うこととし、電子入札システムにおいて入札済みの案件は無効とする。

(3) 本工事の落札候補者となったことにより、(1)の手持ち工事件数の制限数に達した場合は、同一開札日の未開札の全ての条件付き一般競争入札の落札候補者にはなりません。

1.5. 入札に関する無効事項

本公告に示した入札参加資格のない者、申請書に虚偽の記載をした者、工事費内訳書を提出しない者、入札心得及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

1 6. 契約の条項等を示す場所

小松市建設工事請負契約書は、行政管理部管財課において縦覧することができる。

1 7. 建設リサイクル法対象工事

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

1 8. その他の事項

- （1）参加申込みに際し、当該工事の施工において必要な許可及び技術者の選任について建設業法等の関係法令を遵守すること。
- （2）入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- （3）その他様式は小松市ホームページよりダウンロードし、最新のものを使用すること。

公告の詳細については、管財課までお問い合わせください。

管財課 直通電話（0 7 6 1）2 4－8 0 2 5

メールアドレス kanzaika@city.komatsu.lg.jp

小松市ホームページ <https://www.city.komatsu.lg.jp/>